

令和7年度 事業所税に係る税制改正のお知らせ

～課税標準の特例対象施設の見直しについて～

子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が設置する一定の保育施設において行う事業（企業主導型保育事業）に係る事業所税の課税標準の特例措置について廃止します。

但し、平成29年4月1日から令和7年3月31日までの期間に、既に政府の補助を受け、令和7年4月1日以降も政府の補助を受け続けている場合は、補助を受けなくなった日前に終了した事業年度分まで特例の対象となります。